

2013 年 11 月 18 日

厚生労働省保険局医療課長
宇都宮 啓 殿

特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会
理事長 大江 裕一郎

要望書

セツキシマブ（遺伝子組換え）の頭頸部癌に対する DPC 病院における保険償還について

日頃は、日本臨床腫瘍学会の活動に格別のご理解と高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 12 月 21 日付で頭頸部癌に対する適応追加が承認されましたセツキシマブ（遺伝子組換え）（製品名：アービタックス注射液 100mg）は、平成 25 年 2 月 13 日に開催されました中医協において次期診療報酬改定までの間は包括評価の対象外とすることが了承され、2 月 22 日に包括対象外となる DPC コードが告示されました。

平成 26 年 4 月に予定されております次回診療改定時には、過去の事例に則り

- a) 新たに診断群分類を設定して包括評価の対象とする
- b) 既存の診断群分類の中で包括評価の対象とする
- c) 十分なデータが得られず、引き続き出来高算定

のいずれかのパターンにより対応がされるものと予想いたしますが、改定での使用が見込まれるデータの期間(平成 24 年 10 月～25 年 9 月の 12 カ月分)に対して実質上使用可能であった期間が 2 月～9 月までの 8 カ月間分に限られることから、日本臨床腫瘍学会としてはパターン c) による対応を基本とすることを要望いたします。

また、十分な症例数が存在する場合には、適正使用を行った場合の費用・入院日数を十分にご賢察いただき、それに基づく適正かつ新たな DPC コード（分岐）の新設を要望いたします。